

(写)

5 三総政第766号
令和6年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和6年第1回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第23号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 23 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 27 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「第4条の4第3項」を「第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税について、令和6年能登半島地震災害における被災者の負担の軽減を図るため、本案を提出します。

議案第24号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を三鷹市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

ふく しま まさ よし
福 島 正 義

令和6年3月27日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 税 法 抜 粹

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (第1項及び第2項省略)

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名 ふく しま まさ よし
福 島 正 義
生 年 月 日 昭和 46 年 10 月 30 日
現 住 所 東京都武蔵野市境南町

学 歴

平成 6 年 3 月 創価大学法学部卒業

職 歴

平成 9 年 10 月 司法試験合格

平成 12 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成 12 年 4 月から 新麴町法律事務所勤務

平成 22 年 3 月まで

平成 13 年 1 月から 第二東京弁護士会司法修習委員会委員

平成 27 年 3 月まで

平成 15 年 3 月から 日本弁護士連合会代議員

平成 16 年 2 月まで

平成 19 年 4 月から 第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長

平成 22 年 4 月まで

平成 20 年 4 月から 第二東京弁護士会綱紀委員会委員

平成 25 年 6 月まで

平成 21 年 4 月 三鷹市固定資産評価審査委員会委員、現在に至る。

平成 22 年 4 月 東京ジャスティス法律事務所開設、現在に至る。

平成 26 年 4 月から 第二東京弁護士会常議員

平成 27 年 3 月まで

平成 30 年 4 月から 第二東京弁護士会副会長

平成 31 年 3 月まで

令和 4 年 4 月から 関東弁護士会連合会副理事長

令和 5 年 3 月まで

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第25号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を三鷹市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

つつみ
堤

のぶ
信

ゆき
之

令和6年3月27日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (第1項及び第2項省略)

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	堤 ^{つつみ} 信 ^{のぶ} 之 ^{ゆき}
生 年 月 日	昭和 37 年 11 月 4 日
現 住 所	東京都三鷹市北野

学 歴

昭和 60 年 3 月 明治大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭和 60 年 4 月 ミネベア株式会社（現 ミネベアミツミ株式会社）入社

昭和 62 年 4 月 同社退社

昭和 62 年 4 月 中村法律事務所勤務、現在に至る。

平成 7 年 12 月 税理士試験合格

平成 8 年 4 月 堤信之税理士事務所開設、現在に至る。

平成 21 年 6 月から 東京税理士会武蔵野支部副支部長

令和元年 6 月まで

令和 3 年 6 月 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会監事、現在に至る。

令和 3 年 6 月 社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団監事、現在に至る。

令和 4 年 6 月 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団監事、現在に至る。

2 任 期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで